平成２９年（フ）第４４６号
埼玉県ふじみ野市大井770番地７　ユーハイム202
債務者　財部　浩志
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第４４７号
埼玉県ふじみ野市大井770番地７　ユーハイム202
債務者　財部　麻美（旧姓三浦）
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第４５７号
埼玉県入間市大字下藤沢1084番地１　Ａ－401
債務者　長谷川花美
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第４６６号
埼玉県日高市大字高萩536番地69　ソレイユ・メゾン101、前住所千葉県野田市清水237番地の１　ロイヤルサントビー105
債務者　松澤　　勲
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第４７０号
埼玉県所沢市宮本町２丁目１番１－101号アーガスヒルズ54
債務者　本間　貴士
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第６２号
山形県米沢市塩井町塩野1493番地の22
債務者　田中　正吉
1　決定年月日時　平成29年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２９年（フ）第４８１号
埼玉県鶴ヶ島市大字藤金760番地５　レオパレスミヤウラ112号
債務者　薄　　健一
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第４８５号
埼玉県富士見市鶴瀬西２丁目７番１－401号
債務者　野田　敬子
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第２９６号
神奈川県座間市南栗原６丁目２番22号
債務者　尾股　幸仁
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第２９７号
相模原市中央区上溝811番地３　エミネント21Ｂ　302号
債務者　岡部　義明
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第３０４号
相模原市中央区富士見５丁目21番21号　フローレオ淵野辺402
債務者　芦田　七子
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第３０６号
神奈川県座間市相模が丘６丁目25番１－913号
債務者　岡田　　霞
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第３０８号
相模原市南区当麻1121番地28
債務者　相沢　宗伸
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第３３６号
相模原市中央区千代田３丁目16番５号
債務者　朝倉　隆太
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第２９０号
栃木県宇都宮市今宮４丁目８番１号
債務者　鈴木　雅之
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第３２６号
栃木県宇都宮市今泉新町45番地３　ロワールレジデンスⅡ618号室、前住所栃木県鹿沼市上殿町199番地10
債務者　仁平　敬子（旧姓大門）
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月20日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第３２９号
岡山県和気郡和気町泉250番地　県住81号
債務者　早水　光代
1　決定年月日時　平成29年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月１日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部